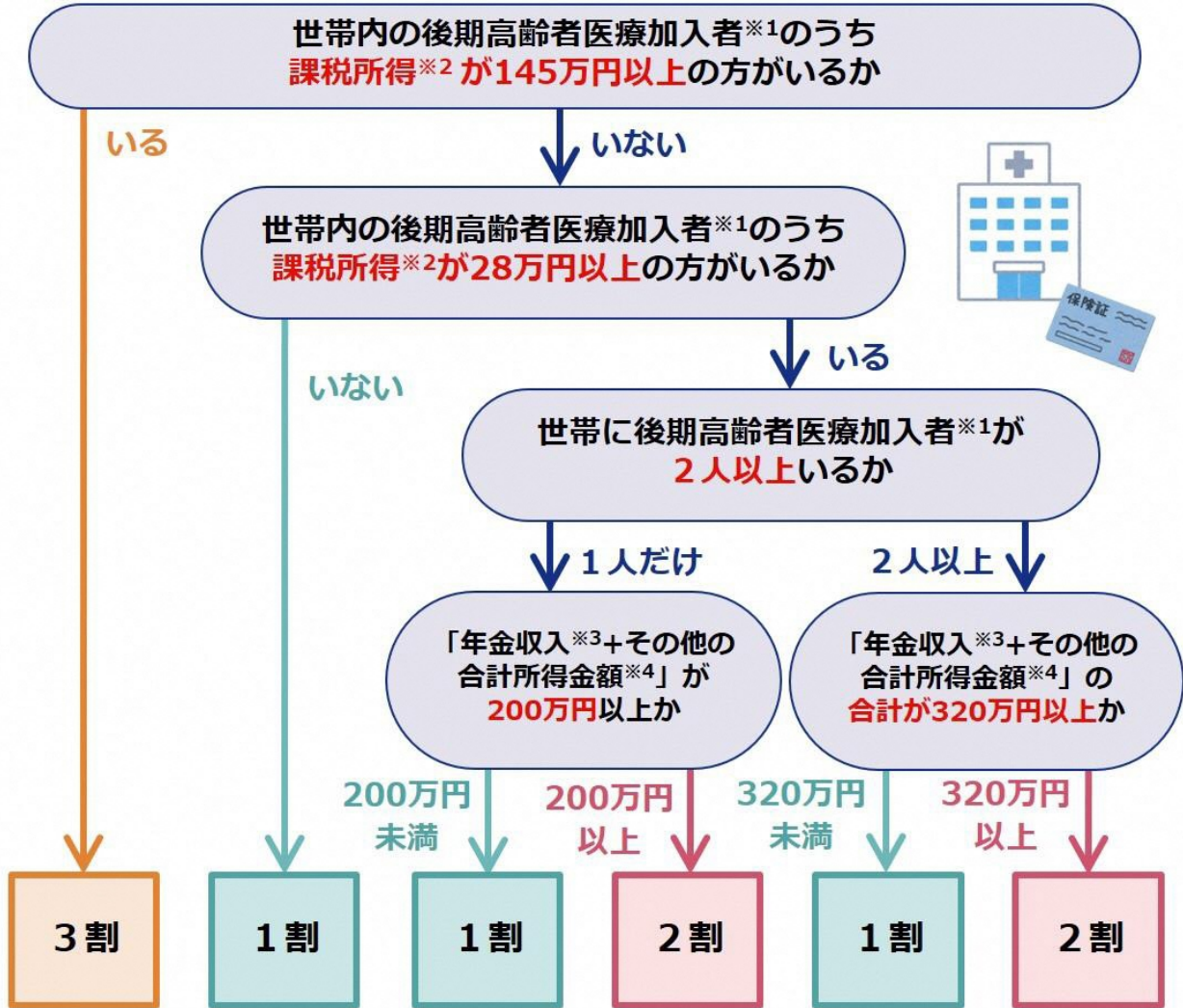


## 窓口負担割合は、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、**世帯単位**で判定します。  
(令和3年中の所得をもとに、負担割合の判定を行い、令和4年10月からの負担割合を決定します。)



◇3割に該当する方のうち、申請により1割又は2割になる場合があります。

- ※1 「後期高齢者医療加入者」とは  
75歳以上の方および65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」とは  
遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額
- ※4 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額